

杵築速見消防組合
女性職員の活躍を推進する
特定事業主行動計画

令和5年4月

杵築速見消防組合

杵築速見消防組合女性職員の活躍を推進する特定事業主行動計画

令和 5 年 4 月 1 日

杵築速見消防組合 管理者

杵築速見消防組合 消防長

杵築速見消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、杵築速見消防組合管理者、杵築速見消防組合消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

杵築速見消防組合では、組織全体で継続的に女性消防職員の活躍を推進するため、次のとおり協議を行うこととする。

- (1) 杵築速見消防組合総務課を中心に本計画の策定・変更、取組みの実施状況把握・数値目標の達成状況の点検・評価等を行なうとともに、職員への情報提供等を実施し、計画の見直し等への反映に努める。
- (2) 本計画については、各年度において状況把握をした結果、社会情勢や職員ニーズを踏まえ、その後の対策の実施や計画の修正、見直し等を図り公表する。

3. 女性職員の職業生活における活躍に関する状況把握及び課題分析

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、杵築速見消防組合総務課において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合 (各年 4 月 1 日時点)

職種	性別	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
消防吏員	男性	4人	100%	3人	100%	2人	100%	2人	100%	0人	0%
	女性	0人	0%	0人	0%	0人	0%	0人	0%	0人	0%

(2) 継続勤務年数の男女の差異 (離職率の男女の差異)

令和 4 年度の退職者は、男性 2 名 (継続勤務年数は 2 年が 1 名、1 年が 1 名)
女性職員は不在の為、離職者は 0 名。

(3) 各月毎の 1 人当たりの平均超過勤務時間の状況 (令和 4 年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
時間外	7.6h	6.9h	5.5h	6.0h	6.2h	5.5h	4.3h	6.8h	5.4h	5.2h	3.9h	6.6h

(4) 管理的地位にある女性職員の割合

令和 4 年度 全体 11 名
男性 11 名 女性 0 名 女性割合 0.0%

(5) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

女性職員は不在の為、各役職段階にある職員に占める女性職員は 0 名となる。

(6) 男女別の育児休業取得率・平均取得期間 (令和 4 年度)

男性職員 0% 女性職員は不在の為、該当者なし。

(7) 男性職員の配偶者出産休暇等取得率 (令和 4 年度)

休暇名	取得率
配偶者の出産	100%
育児参加休暇	0%

(8) 年次有給休暇（令和4年度）

年次有給休暇付与日数(日)	20日
1人あたりの平均取得日数(日)	14日
1人あたりの平均取得率(%)	70%

4. 目標及び具体的な取り組み内容

課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し取り組みを進める。

【目標数値】

女性正職員がいないという現状を踏まえ、下記のとおり目標を設定する。

- ① 正職員に占める女性職員の割合 1%
- ② 採用試験受験者に占める女性の割合 5%

【取組内容】

現在当消防本部は女性職員が0名であり、尚且つ職員採用試験においても女性受験者が0名ということが続いているのが現状である。以上をふまえてまずは採用試験における女性受験者を増やす事が重要だと考え、採用情報をホームページや広報等を活用し幅広く周知し、採用試験受験者に占める女性の割合5%を目標にする。